

事業所運営に係る留意事項

この資料は認知症対応型共同生活介護の運営における主な留意事項をまとめたものです。
動画配信の「介護サービス事業者集団指導(全サービス共通)」と併せて受講いただくことで
集団指導の受講となります。

令和6年度介護報酬改定に伴う追加や変更点、
及び事業所運営において特に留意いただきたい
事項についてはマーカーを記しています。



1 従業員の員数、管理者及び代表者【地域密着型サービス基準条例 第111条～第113条】

代表者	<p>認知症の介護従事経験若しくは保健医療・福祉サービスの経営経験があり、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了した者</p> <p>※ただし、代表者の変更の届出を行う場合については、代表者交代時に認知症対応型サービス事業開設者研修が開催されていないことにより、当該代表者が研修を終了していない場合、交代の半年後又は次回の研修日程のいずれか早い日までに研修を修了することで差し支えない。</p>
管理者	<p>3年以上認知症の介護の従事経験がある認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した者</p> <p>※ユニットごとに常勤・専従(複数のユニットを設ける場合、それぞれのユニットの管理上支障がない場合は同一事業所の他のユニットとの兼務も可)</p>
介護従業者	<p>日中:常勤換算方法でユニットごとに3:1以上 夜間:時間帯を通じてユニットごとに1以上 【ユニット数が3の場合】 1ユニットごとに1人夜勤の原則は維持するが、以下の3要件を満たす場合は、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できる。</p> <p>① 各ユニットが同一階に隣接している。 ② 職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造。 ③ 安全対策を取っている。</p> <p>※介護従業者のうち1人以上は常勤 ※担当の介護従業者を固定する等の継続性を重視したサービス提供に配慮すること。</p>
計画作成担当者	<p>介護支援専門員 かつ 認知症介護実践者研修を修了した者</p> <p>※事業所ごとに1人以上 ※2人以上の計画作成担当者を配置する場合、いずれか1人が介護支援専門員の資格を有していれば足りる(全員が研修修了者であることは必要)</p>

2 設備等【地域密着型サービス基準条例 第114条】

浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けていること。

⇒避難経路の確保を適切に行うこと。(避難経路に備品等を置かないこと)

⇒家具や電化製品等に転倒防止等の安全対策を施すこと。

⇒浴室やトイレ内で、利用者の手の届く範囲に、洗剤・掃除用具等を置かないこと。(誤飲防止)

3 認知症対応型共同生活介護計画の作成【地域密着型サービス基準条例 第119条】

①計画作成担当者に計画の作成に関する業務を担当させているか。

②計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めているか。

③利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成しているか。

④利用者又は家族への説明・同意・交付は行われているか。

⑤計画の作成後においても、他の介護従業者及び指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行っているか。

4 運営規程【地域密着型サービス基準条例 第123条】

運営についての重要事項に関する規程を定めているか。

- ①事業の目的及び運営の方針
- ②従業者の職種、員数及び職務の内容(人員基準を満たす範囲で「〇人以上」と記載することも可)
- ③利用定員 ④指定認知症対応型共同生活介護の内容及び**利用料その他の費用の額**
- ⑤入居に当たっての留意事項 ⑥非常災害対策 ⑦**虐待の防止のための措置に関する事項**
- ⑧その他運営に関する重要事項

⇒重要事項説明書、HP等との整合性を確認して下さい。

⇒運営規程を変更した場合は、変更届の届出が必要です。



5 地域との連携等【地域密着型サービス基準条例 第129条準用(第60条の17)】

- ①**運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催すること。**

※活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。

⇒利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、区の職員または事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者により構成

- ②運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を**作成、公表**しているか。

- ③地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。

- ④1年に1回以上、事業所が提供するサービスについて**自己評価**を行うとともに、当該自己評価結果について、「**外部の者による評価**」又は「**運営推進会議における評価**」による**外部評価**を行うこと。

⇒運営推進会議における外部評価を行う場合

※単独開催であること。

※区役所職員又は地域包括支援センター職員、指定認知症対応型共同生活介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者が参加すること。

※外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる場合の要件の一つである、「過去に外部評価を継続して実施した年数」には算入できない。

6 協力医療機関等【地域密着型サービス基準条例 第126条】

- ①利用者の病状が急変した場合等において**医師又は看護職員が相談対応を行う体制**、事業所からの診療の求めがあった場合において**診療を行う体制を、常時確保**していること。

- ②**1年に1回以上**、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を**確認**するとともに、協力医療機関の名称等を区長に**届け出ている**こと。

- ③**第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努める**こと。

7 生産性向上のための委員会の設置【地域密着型サービス基準条例 第129条準用(第107条の2)】

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(生産性向上のための委員会)を定期的に開催する。(令和9年3月31日までは努力義務)

8 令和6年度より義務化された事項(認知症対応型共同生活介護)



要注意!

	指針・計画	委員会	研修・訓練	担当者(注5)
感染症及び災害に係る業務継続計画(BCP)	計画(注1)	-	(研修・訓練)年2回以上(注2)	-
感染症の予防及びまん延の防止のための措置	指針	感染対策委員会 6月に1回以上(注3)	(研修・訓練)年2回以上	感染対策担当者
高齢者虐待の防止	指針	虐待防止検討委員会 定期的(年1回以上)(注3)	(研修)年2回以上	虐待防止担当者
身体的拘束等の適正化の推進(注4)	指針	身体的拘束等適正化委員会 3月に1回以上	(研修)年2回以上	身体的拘束等適正化担当者

- (注1)感染症の予防及びまん延の防止のための指針、非常災害に関する具体的計画と一体的に策定することができる。
 (注2)感染症対策(研修・訓練)や非常災害対策(訓練)と一体的に実施することができる。
 (注3)他の会議体と一体的な設置・運営ができ、他のサービス事業者との連携による開催ができる。
 (注4)平成30年度改定より義務化
 (注5)他の担当者との兼務は差し支えない。

9 運営指導における主な指摘事項(認知症対応型共同生活介護)

指 摘 内 容
運営規程、重要事項説明書の内容が不十分、整合性が取れていない。
個人情報の利用にあたり、利用者の家族の同意を得ていない。
介護従業者が同じ日においてユニットを行き来しているのが散見された。
認知症対応型共同生活介護計画の短期目標の終了に伴う評価の記録が確認できない。
認知症対応型共同生活介護計画の内容について利用者の同意を得ておらず、当該計画を利用者に交付していなかった。
身体的拘束等について、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかを事業所全体として検討し判断したことがわかる記録、及び利用者や家族に対して、身体的拘束等の詳細について説明し理解を得ている記録が確認できなかった。
自己評価の結果が事業所内に掲示されていない。
避難経路に指定されている出入口付近に備品等が置かれていた。

受講後は、参加票兼質問票を必ずご提出ください

ご提出により集団指導の受講を確認しますので、必ずご提出ください。

提出はこちら

 <https://logofarm.jp/form/sQhE/824723>

提出期限 令和7年3月7日(金)



携帯からはこちら